



企業会計審議会企画調整部会において
挨拶する与謝野大臣 →P2に関連記事
(7月31日)



子ども見学デーで参加者の子ども達とお話
する櫻田副大臣 →P10に関連記事
(8月23日)

目次

【トピックス】

- 会計基準のコンバージェンスにかかる企業会計審議会企画調整部会の
意見書の公表について …… 2
- 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について …… 3
- 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について …… 4
- オフサイト検査モニターの集計結果について …… 5
- 平成18検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について …… 7
- 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム
(平成17～18年度)」の進捗状況について …… 8
- 金融庁子ども見学デーの開催について(8月23日、24日) …… 10
- 金融コングロマリット監督指針の一部改正の公表について …… 11
- 信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正の公表について …… 12
- 信託検査マニュアル(金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕)の概要について …… 13

【特集】

- 金融商品取引法制の概要について【第2回】 …… 16

【金融便利帳】

- 敵対的TOB …… 20

【金融ここが聞きたい!】

- …… 21

【お知らせ】

- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中 …… 23
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内 …… 23

【7月の主な報道発表等】

- …… 24

【トピックス】

会計基準のコンバージェンスにかかる企業会計審議会調整部会の 意見書の公表について

1. はじめに

企業会計審議会企画調整部会は、平成18年7月31日に「会計基準のコンバージェンスに向けて」と題する意見書を公表しました。本意見書では、国際的に会計基準のコンバージェンスの動きが加速化し、各国の会計基準が互いに近づきつつあること、また、このようなコンバージェンスの進展等を背景に、主要金融・資本市場の監督当局間でも新たな相互承認の動きが出てきていることを踏まえ、今後のコンバージェンスへの対応にかかる我が国関係者間の意見集約が図られ、各関係者にとっての今後の課題が整理されています。

2. 意見書の概要

本意見書に掲げられている主な内容は、以下の4つです。

- ・ 国際的なコンバージェンス加速化の動きに対し、関係者が一丸となって我が国として前向きに対応していく。
- ・ 欧州委員会（EC）による同等性評価に向けたスケジュールを視野に入れた工程表を策定し、内外の関係者に示す。
- ・ 相互承認に向けて、ECによるコンバージェンスの進捗にかかるモニタリングについて、金融庁がECと連携する体制を構築するよう努力。米国証券取引委員会とも積極的な対話を継続する。
- ・ 国際会計基準策定プロセスに積極的に参加するため、企業会計基準委員会から国際会計基準審議会への人材派遣に対し、前向きな対応が期待される所であり、その際、経済界、公認会計士界等においても積極的に協力する。

3. おわりに

会計基準は資本市場の重要なインフラの一つであり、金融資本市場への信頼を確保し、その活性化を図っていくためには、会計基準に対する国際的な信認の確保が不可欠です。金融庁としては、この意見書を踏まえ、コンバージェンスの進捗状況を注視しつつ外国当局との対話の強化を図る等、コンバージェンスに関し、積極的に対応していく考えです。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「企業会計審議会 企画調整部会の意見書の公表について」（平成18年7月31日）](#)にアクセスしてください。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について（期間：平成18年4月1日～6月30日）

概要

相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成18年4月1日から6月30日における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

- ① 平成18年4月1日から6月30日までの間に、13,938件の相談等が寄せられており、一日あたりの受付件数は平均225件（詳細については、「[金融サービス利用者相談室](#)」における相談等の受付状況等に関する公表について（平成18年7月31日）別紙1をご参照ください。）となっており、平成18年1月1日から3月31日までの間の実績（158件）と比べ大幅に増加しています。
- ② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが3,527件（25%）、保険商品等に関するものが3,882件（28%）、投資商品等に関するものが3,053件（22%）、貸金等に関するものが1,915件（14%）、金融行政一般・その他が1,561件（11%）となっています。
- ③ 分野別の特徴等としては、
 - イ 預金・融資等に関するものうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等が、預金業務については、本人確認手続など預け入れ時の態勢についての相談等が寄せられています。
 - ロ 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
 - ハ 投資商品等については、未公開株関係に関するもの、証券会社に関するもの、有価証券報告関係に関するもの、外国為替証拠金取引業者に関するものについての相談等が寄せられています。
 - ニ 貸金等については、業者に関する登録の有無についての照会等一般的な照会・質問に関するもの、行政に対する要望等に関するもの、個別取引・契約の結果に関するものについての相談等が寄せられています。
- ④ なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報（注）も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、当該金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング、報告徴求、行政処分等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

（注）検査・監督上参考となる情報の例

 - イ 貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
 - ロ 金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの
 - ハ 保険会社の営業員等の不適正な行為（不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り等）に関するもの
- ⑤ 相談室で受け付けた相談等のうち、主なものについては、「[利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等](#)」として、それぞれの分野から、これまでに下記の8つの事例を紹介していますが、「未公開株の取引に関する相談等」については、「投資事業組合から未公開株の購入を勧誘された。」等の相談等が寄せられたため、以下のとおり改訂しました（追加箇所は下記のゴシック太字・赤字を参照してください。）。

□投資商品等

○未公開株の取引に関する相談等

【利用者からの相談内容】

（不適正な行為）

- ・ 「株式が上場間近」、「公開後の値上がりが確実な未公開株がある」との勧誘を受けた。
- ・ 業者より未公開株を購入したところ預り証が交付されたが、発行会社に預り証の内容について照会したところ「上場予定はない。」と言われた。
- ・ 業者から未公開株を購入し、発行会社に株式の名義変更について照会したところ、「第三者への譲渡制限があり当社の株式について名義変更はできない。」と言われた。
- ・ **投資事業組合から、未公開株の購入を勧める電話があり、投資事業組合なら、証券業の登録**

がなくても株式の売買ができると言われた。

- ・ 未公開株の購入を勧める電話があり、株式を購入したところ、投資事業組合の名義となり、自分の名義にしてほしいと業者に請求したが断られた。

【相談室からのアドバイス等】

- ・ 業として株式を販売する者は証券業の登録が義務付けられているので、購入する前に登録業者かどうか（投資事業組合だからといって、証券業や証券仲介業の登録が不要となるわけではないことに注意。なお、証券業の登録には、法人の名称に「証券」を使用する必要がある。）確認する。

* 免許・登録を受けている業者を確認したい方は、[「免許・登録を受けている業者一覧」](#)をご覧ください。

- ・ 日本証券業協会¹に所属する会員証券会社等では、グリーンシート銘柄以外の未公開株式については、原則として勧誘を行っていない。
- ・ 未公開株式の購入前に株式の発行会社、**投資事業組合の出資先となる会社**へ十分に確認する（ただし、発行会社、**投資事業組合の出資先となる会社**がペーパーカンパニーである場合や、発行会社、**投資事業組合の出資先となる会社**が株式の購入を勧誘したものと共謀し、詐欺的な行為を行っている場合もあることに注意する必要がある。）。

このほか、これまで以下のものを公表しておりますので、こちらをご参照ください。

- ① 預金・融資等の「[預金口座の不正利用に関する情報の提供](#)」
- ② 保険商品等の「[保険内容の顧客説明に関する相談等](#)」、「[告知義務に関する相談等](#)」、「[保険金の支払いに関する相談等](#)」
- ③ 投資商品等の「[外国為替証拠金取引に関する相談等](#)」、「[証券会社との取引に関する相談等](#)」
- ④ 貸金等の「[違法な金融業者等からの借入れに関する相談等](#)」

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について](#)（平成18年7月31日）」にアクセスしてください。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成15年9月12日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドラインを改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成15年9月以降、本年6月30日までに、金融庁及び全国の財務局等において、12,379件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、本年6月30日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、6,485件の利用停止、4,939件の強制解約等を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について](#)」（平成18年7月28日）」にアクセスしてください。

¹ 業界団体の連絡先等については、金融庁ホームページの「[リンク集](#)」を参照。

オフサイト検査モニターの集計結果について

概要

金融庁では、金融検査に関して、預金者等一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、的確かつ効果的な検査等の実施に資するため、「金融検査に関する基本指針」を定めているところです。

この基本指針の適切な運用を確保するとともに、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しており、今後の検査業務の参考としております。

この検査モニターは、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ伺い、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイトモニターと、検査終了後文書で回答をいただくオフサイトモニターの2方式を実施しております。

文書によるオフサイトモニターについては、平成17年7月から、アンケート方式を導入したところ、多数の回答とご意見をいただいております。関係各位のご協力に厚く御礼申し上げます。

つきましては、この度、このアンケート方式によるオフサイト検査モニターの結果を取りまとめましたので、平成18年7月27日に公表いたしました。

アンケート要領

アンケート方式は、金融庁や各財務局が実施した検査の執行状況などに関する、各アンケート25項目に対して、基本的に、「1（妥当）」、「2（概ね妥当）」、「3（やや妥当でない）」、「4（妥当ではない）」という4段階から、検査先の金融機関に択一方式により回答していただくものです。

◇ 対象先

平成17年7月以降に検査マニュアルにより検査を実施した検査先で、平成18年5月10日までに検査結果を通知した177先

◇ 回収期間

平成17年7月から平成18年5月

◇ 回収先（率）

110先（62%）

アンケート結果

アンケート結果は、全体として「1」及び「2」とする回答が、それぞれ58%、35%寄せられています。

しかし、中には「1」とする回答が40%前後にとどまっているアンケート項目が散見されるほか、各項目のいずれかに「3」と回答した金融機関が相当数認められています。

これら、「3」との回答が寄せられた項目について、付記された意見の内容と併せて金融庁としての検討結果をご紹介します。

「検査運営」について

全体として、「1」と「2」を合わせた回答が93%となっております。

◇ 「検査期間」及び「検査の時期」

いずれにも「3」が、9%寄せられております。付記された意見をみると、検査の時期が、決算時期などの繁忙期と重なる場合に負担感が大きく、金融機関の規模等によっては、業務執行へ影響するため検査期間を短くしてほしい、などの意見が散見されております。

これらの意見に対しては、今後とも、金融機関の負担軽減には配慮していきたいと考えておりますが、一方で、検査の必要性や、現状の人員体制などの問題もあって、当方の対応にも限界があることもご理解頂きたいと思っております。

◇ 「執務時間の考慮」

「3」が10%寄せられております。付記された意見をみると、検査官の退出時刻の遅い日があったことや、概ねの終了時刻を予め伝えてほしい、などの意見があります。

これらの意見に対しては、金融機関の負担への配慮や、就業時間外のヒアリング等を行う場合は、金融機関側の理解を求めることが必要なことから、主任検査官による管理を十分に行うよう徹底するほか、今後とも研修等の機会も通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

「資料の提出」について

全体として、「1」と「2」を合わせた回答が98%となっております。

しかし、「提出期限の設定」については、「3」が5%寄せられており、付記された意見をみると、期限が短く事務負担を感じた、などの意見がみられます。

これらの意見に対しては、主任検査官による管理を十分に行うよう徹底するほか、今後とも研修等の機会も通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

「検査の執行状況等」について

全体として、「1」と「2」を合わせた回答が89%となっております。

しかし、「検証にあたっての、双方向の議論」については、「3」とする回答が5%寄せられており、付記された意見には、実のある双方向の議論が十分になされたか疑問、との意見もあります。

これらの意見に対しては、マニュアルの機械的・画一的運用につながる恐れもあり、今後とも、主任検査官による各検査官への指導の徹底や、研修等の機会も通じ検査官に対して双方向の議論の徹底について指導して参ります。

また、「検査官の態度」については、「3」が4%あり、一部検査官の言動に苦言が寄せられておりますが、この点につきましても、主任検査官による各検査官への指導の徹底や、研修等の機会を通じ検査官に対して穏健冷静な検査態度の徹底について指導して参ります。

「検査結果通知書」について

全体として、「1」と「2」を合わせた回答は98%となっており、「1」とする回答は73%を占めております。

しかし、「通知書の交付までの期間」については、「3」が3%あり、通知までの期間をもう少し早めて欲しいとの要望が寄せられております。

これらの意見に対しては、当方としても検査結果通知の交付はできる限り早期に行うことが重要と考えており、原則として、立入終了後、概ね3ヶ月以内を目途に行うと基本方針に定め、可能な限り速やかに行うよう努めているところです。

「検査モニター」について

◇ オンサイトモニターについては、実施すべきではないとする意見は寄せられておらず、制度自体の必要性は認識されているものと思われまます。

◇ オフサイトモニターについては、アンケートの項目が分かりにくいなどの意見もあり、項目の見直しを進めています。特に「前回検査との比較」については、一部新たな目線での検査であった、とする回答が30%寄せられていますが、これは評定制度の導入が背景にあったものと思われまますので、質問方法を見直します。

◇ 検査モニター等において寄せられた種々のご意見も踏まえ、一層適正な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、今後とも、検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について](#)（平成18年7月27日）にアクセスして下さい。

平成 18 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について

金融庁では、先般（7月27日）、「平成18検査事務年度¹検査基本方針及び検査基本計画」を公表し、平成18検査事務年度における検査の実施方針や実施予定数を明らかにしました。検査基本方針及び検査基本計画の概要は以下のとおりです。

当庁は、「[金融改革プログラム](#)」の下、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価の得られる金融システムの実現を目指しています。また、検査においては、「金融検査に関する基本指針」の運用等により金融機関との双方向の議論を重視して検査を行うほか、金融検査評定制度の定着に努めているところです。

こうした中、平成18検査事務年度は、利用者保護の徹底の要請やバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の開始等現下の金融機関を取り巻く情勢の変化に留意し、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下の基本方針に基づき、適正でかつ実効性ある検査の実施に努めることとしています。

① 利用者保護の徹底

金融商品取引法が制定される中、金融取引における利用者保護を徹底する観点から、顧客保護等管理態勢等に重点を置き、金融機関の利用者保護への取組みを検証します。検査に当たっては、検査情報受付窓口に寄せられた情報のほか、昨年7月に開設した[金融サービス利用者相談室](#)等の情報も引き続き積極的に活用します。

② リスクの多様化及びリスク管理の高度化についての検証

金融機関の資産運用や業務が多岐にわたってきていることによるリスクの多様化や金融機関のリスク管理の高度化について適切な検査を行います。

③ 金融業務の国際化・構造変化を踏まえた検証

金融業務における国際化や構造変化、業務の外部委託の増加及び新たな事業者の参入に対して適切に対応します。

④ 中小企業金融についての検証

金融機能の強化を通じて、中小企業の事業再生や地域経済の再生・活性化を図る観点から、金融機関による中小企業の実態把握の状況を勘案し、地域金融機関における中小企業の事業再生に向けた取組みを検証するなど、中小企業の経営実態等に即した検査を推進します。

地域金融機関については、引き続きマニュアル別冊等を踏まえ、中小企業の事業再生に向けた取組みを十分に検証します。

また、本事務年度の検査基本計画では、預金等受入金融機関300機関、保険会社15社、証券会社等10社、貸金業者等その他の金融機関385社のほか、政策金融機関・日本郵政公社6機関の検査を予定しております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「平成18検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」の公表について（平成18年7月27日）](#)にアクセスしてください。

¹ 平成18年7月～平成19年6月

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム (平成 17～18 年度)」の進捗状況について

昨年 3 月に公表された「[地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム \(平成 17～18 年度\)](#)」(以下「新アクションプログラム」という。)に基づき、各地域金融機関は、それぞれの「地域密着型金融推進計画」(以下「推進計画」)を策定・公表し、取組みを進めています。

各金融機関が「推進計画」の平成 17 年度(17 年 4 月～18 年 3 月)における進捗状況について、それぞれ公表を行ったことを踏まえ、金融庁においても、去る 7 月 4 日、[平成 17 年度の金融機関による取組み実績とこれについての評価及び今後の課題等について](#)取りまとめ、公表しました。概要は以下のとおりです。

(参考) 対象金融機関数 576 金融機関 (平成 18 年 3 月末現在)

{

地方銀行 65 行 (埼玉りそな銀行を含む)、第二地方銀行 47 行
信用金庫 292 金庫、信用組合 172 組合

1. 金融機関の取組み実績

各金融機関の 17 年度における取組みについては、創業・新事業支援機能等の強化、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化、事業再生へ積極的な取組み、担保・保証に過度に依存しない融資の推進のいずれにおいても、着実に実績を上げています。具体的な項目について、主な傾向をまとめれば以下のとおりです。

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

創業等支援融資商品による融資の実績は、件数、金額とも大幅に増加しているほか、企業育成ファンドへの出資、創業・新事業支援に係る政府系金融機関との協調融資も大きく増加しています。

(参考)

- ・創業等支援融資商品による融資
15年度 1,948件 179億円 ⇒ 16年度 2,817件 250億円 ⇒ **17年度 5,449件 603億円**
- ・企業育成ファンドへの出資 15年度 94億円 ⇒ 16年度 153億円 ⇒ **17年度 241億円**
- ・政府系金融機関等との協調融資
15年度 346件 374億円 ⇒ 16年度 702件 684億円 ⇒ **17年度 809件 987億円**

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

商談会の開催等ビジネスマッチングの取組みが積極的に行われており、その成約案件は大きく増加しています。また、要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みについては、各金融機関において引き続き多様な経営改善支援の取組みが積極的に実施されています。このような中、17 年度に経営改善支援を行った債務者(正常先を除く)の 16.5%(約 9,800 先)の業況が改善し、債務者区分がランクアップしており、これは前回のアクションプログラムの 1 年目の実績を上回っています。

(参考)

- ・ビジネスマッチングの成約案件 15年度 6,228 件 ⇒ 16年度 10,428 件 ⇒ **17年度 15,954 件**
- ・経営改善支援取組み先(正常先を除く)のランクアップ率
平成 15 年度(集中改善期間の 1 年目) 16.0% ⇒ **平成 17 年度(重点強化期間の 1 年目) 16.5%**

(3) 事業再生に向けた積極的取組み

事業再生に向けた取組みについては、事業再生を行うためのノウハウの吸収・習得に引き続き努めているほか、中小企業再生支援協議会の活用が着実に増加しており、また、企業再生ファンドへの出資も増加しています。さらに、再生手法としては、DDS(債務の資本的劣後ローン化)やDES(債務の株式化)等の活用が見られます。

(参考)

- ・中小企業再生支援協議会の再生計画策定先
15年度 201件 2,305億円 ⇒ 16年度 302件 3,422億円 ⇒ **17年度 380件 3,572億円**
- ・企業再生ファンドへの出資 15年度 109億円 ⇒ 16年度 168億円 ⇒ **17年度 169億円**
- ・DDS 15年度 7件 56億円 ⇒ 16年度 57件 281億円 ⇒ **17年度 64件 257億円**

(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

動産・債権譲渡担保融資が着実に増加しているほか、財務制限条項を活用した融資商品も、件数、金額とも大幅に増加しています。また、スコアリングモデルを活用したビジネスローンや私募債の引受け、シンジケートローンへの参画の実績も大きく増加しており、担保・保証に過度に依存しない融資の推進、中小企業の資金調達手法の多様化に向けた取組みも着実に成果を上げています。

(参考)

・動産・債権譲渡担保融資

15年度 10,098件 1,102億円 ⇒ 16年度 19,000件 1,737億円 ⇒ **17年度 23,585件 1,998億円**

・財務制限条項を活用した商品による融資

15年度 2,131件 339億円 ⇒ 16年度 3,632件 954億円 ⇒ **17年度 5,486件 2,031億円**

・スコアリングモデルを活用した商品による融資

15年度 13.6万件 1.0兆円 ⇒ 16年度 19.1万件 1.8兆円 ⇒ **17年度 25.0万件 2.6兆円**

2. 金融機関の取組みについての評価及び今後の課題

(1) 金融機関の取組みに対する評価

- ① 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に対するアンケートの結果によると、取組み全体に対する評価については、「大変進んでいる」「進んでいる」という積極的な評価が増加し5割を超えています。
- ② 他方、各施策に対する評価をみると、「事業再生への取組み」や「担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み」に関しては、取組みが不十分であるとの意見も多く、特に「地域の利用者の利便性向上への取組み」については、「進んでいる」という積極的な評価よりも、「進んでいない」とする消極的な評価が多く、地域との関係においては今後改善の余地があると考えられます。

(2) 金融機関の取組みについての今後の課題

18年度は、新アクションプログラムの2年目となりますが、今後、地域密着型金融の機能強化を図っていくためには、事業再生や担保・保証に過度に依存しない融資の一層の推進をはじめ、各種施策に引き続き積極的に取り組んでいくことが必要であり、とりわけ分かりやすい形での情報発信等を通じて地域の利用者の理解を高めていく努力が各金融機関に求められます。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から[『『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）』の進捗状況について（平成17年度）』（平成18年7月4日）](#)にアクセスしてください。

金融庁子ども見学デーの開催について(8月23日、24日)

去る8月23日(水)と24日(木)の2日間、金融庁において「[子ども見学デー](#)」が開催されました。「子ども見学デー」とは、主催の文部科学省をはじめとした府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、あわせて府省庁等の施策に対する理解の増進を図ることを目的としており、今年は29省庁が参加しました。

金融庁は平成16年度からこの見学デーに参加しており、この機会に暮らしの中の金融の動きや金融庁の仕事について理解を深めてもらうことを目的として開催しております。

今年の見学デーも昨年と同様、事前に往復はがきで参加者を募りました。その結果、全国各地から昨年以上の応募があり、広報室での厳正な抽選の結果、23日21名の子ども達と19名の引率者、24日は20名の子ども達と18名の引率者にご参加いただきました。

両日とも朝10時に9階特別会議室に集合いただき、まず、オリエンテーション及び業務説明、金融庁ホームページに掲載されている「[カネールのKIN★YOUランド](#)」の説明及び紹介を行いました。子ども達の多くは金融庁ホームページ内にある「カネールのKIN★YOUランド」を既にパソコン上で遊んでおり、今回はスクリーンに映し出されたゲーム内容を見ながら説明を受けていました。

「櫻田副大臣とお話しよう!」では、副大臣の子ども達についての質問や、ゼロ金利解除に関する質問などを、副大臣から1つ1つ丁寧に答えていただきました。

また、「大臣室見学」も行い、あいにく与謝野大臣は両日とも不在でありましたが、参加者は国会議事堂をバックに思い思いのポーズで室内を撮影されました。

その後、審判廷に会場を移動し、子ども達参加者が抽選により「審判官」や「指定職員」、「被審人・代理人」となり、「有価証券報告書の虚偽記載事例」をテーマに「模擬審判」を行いました。子ども達は、最初こそ緊張した様子でありましたが、時間の経過とともに審判廷の雰囲気にも慣れ、最後は堂々とした発言をしており、子ども達はもとより引率者からも大変好評を得ました。なお、この模様はテレビでもニュースの一コマとして放映されました。

子ども達及び引率者に記入いただいたアンケート結果からは、「とてもおもしろかった、とても参考になった」との感想のほか、「審判廷見学および模擬審判体験」が大変参考になったという意見が多く寄せられました。

今回いただいた様々な参加者の声は、来年の子ども見学デーに活かしていくことはもちろんのこと、日頃の業務にも活かしていきたいと思っております。今後も子ども達に金融の動きや金融庁の仕事について興味を持ってもらい、理解を深めてもらえるように金融庁としても努力してまいります。



金融コングロマリット監督指針の一部改正の公表について

金融庁は、平成 18 年 7 月 31 日、「金融コングロマリット¹ 監督指針」について、所要の改正を行いましたので、その概要について説明させていただきます。

1. 改正の経緯

近年の金融コングロマリットに対する検査・監督の中で、グループ内金融機関の経営管理、コンプライアンスやリスク管理をはじめとする内部管理業務に関する不適切な事案が散見されました。こうした実状を踏まえ、「金融コングロマリット監督指針」を改正し、金融コングロマリットにおける経営管理態勢及び内部管理態勢を検証する着眼点として、以下の改正を行いました。

2. 改正の内容

- (1) 金融コングロマリットにおける持株会社等をはじめとする経営管理会社が、グループ全体の適切な経営管理態勢の構築・遂行に果たすべき役割を明確にしました。さらに、グループ内金融機関の経営に対し、その金融機関又は持株会社等の経営陣でない個人などが実質的に関与していることによって、金融機関自身の経営管理態勢が疎かになっているような場合には、監督上特に留意することとしています。
- (2) グループ内金融機関が、内部管理業務を経営管理会社又は他のグループ内金融機関と共通の役職員によって行わせている場合（証券取引法第 45 条ただし書に基づく弊害防止措置適用除外の承認など）における、監督上の着眼点を明確化しました。具体的には、内部管理業務を複数の金融機関で兼務する役職員が、適切な内部管理を行うに足る十分な知識・経験を有しているか、内部管理部門の人的構成・業務運営体制等がグループ内金融機関の業務規模や範囲等に適合したものとなっているか、といった点を検証することとしています。

3. その他

平成 16 年 11 月に監督局総務課内に設置された「コングロマリット室」は、金融庁組織規則（府令）の改正により、平成 18 事務年度から府令室となり、専担職員を配置した上で金融コングロマリット監督に当たっております。また、同府令の改正に伴い、金融コングロマリット監督指針の金融コングロマリットの定義に係る箇所についても所要の改正を行っております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「金融コングロマリット監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について」（平成 18 年 7 月 31 日）](#) にアクセスして下さい。

¹ 銀行、保険、証券会社等（証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者）のうち、2 以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいいます。詳しくは、金融庁ホームページの[アクセス FSA 第 30 号（2005 年 5 月号）「金融便利帳」](#) にアクセスして下さい。

信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正の公表について

1. はじめに

金融庁は、信託の委託者及び受益者保護の観点等から信託引受審査体制の整備に関して、平成 18 年 7 月 19 日に「信託会社等に関する総合的な監督指針」（以下、監督指針と言う。）を改正しました。本コーナーにおいては、監督指針改正の経緯及び改正の概要について説明させていただきます。

2. 監督指針改正の経緯

改正信託業法の施行（平成 16 年 12 月 30 日）後、信託会社を始めとして、信託契約代理店、信託受益権販売業者等の新規参入が着実に増加しており、監督指針に対する照会や業界からの規制緩和要望等を踏まえ、本年 4 月 28 日付で監督指針の一部改正（施行は 5 月 1 日）を行いました（[平成 18 年 4 月 28 日付「信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正について」](#)ご参照）。その際、信託会社等の参入時の審査及び参入後の監督上の着眼点として新たに明示することとしていた「信託引受審査体制の整備」に関しては、検査局において新たに策定される「信託検査マニュアル」の考え方や一部の信託銀行の検査において把握された問題事例を踏まえ、その記載内容を監督上の着眼点としてより適切なものとなるよう再検討することとしていたことから、今般、監督指針の一部改正を実施しました。

今回の改正は 6 月 6 日から 7 月 6 日までの間にお寄せいただいたパブリックコメントを踏まえ、7 月 19 日に改正・公表し、同日から施行されています。また、7 月 19 日には[パブリックコメントの結果](#)も公表しておりますので、併せてご参照ください。

3. 改正の概要

(1) 新規参入時の審査における着眼点にかかもの

① 信託引受審査体制の整備

委託者及び受益者保護の観点等から、運用型信託会社及び信託兼営金融機関の新規参入時の審査事項として、法令等及び信託契約に基づく信託業務の適正な履行が可能な信託の引受けを行うための信託引受審査に関する社内規則が整備されているか、また、当該規則に基づく適正な信託引受審査を確保するための体制が整備されているか、との着眼点を明記しました。また、併せて、当該規則において記載すべき事項を例示しました。

(2) 参入後の監督上の着眼点にかかもの

① 業務運営状況の評価に関する留意事項

信託会社及び信託兼営金融機関等に対して業務運営状況に関し報告・改善を求める場合の、当該業務運営状況の評価に当たっての留意事項として、委託者に対する契約内容の説明や契約締結前の信託引受審査、受託後の信託財産の管理・運用等の信託業務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託業務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することを明記しました。

② 善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項

信託会社及び信託兼営金融機関等における善管注意義務の遵守状況の評価に当たっての留意事項として、信託受託者として善管注意義務を十分に果たし得るには、信託受託のための調査・審査・管理が適正に行われる必要がある旨明記し、当該調査等の状況の検証に当たって留意すべき点を例示しました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正について」](#)（平成 18 年 7 月 19 日）にアクセスしてください。

信託検査マニュアル(金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕)の概要について

金融庁では、検査官が信託兼営金融機関（信託銀行及び信託業務を営む都銀・地銀等）の信託業務を検査する際の手引書（マニュアル）である「信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）」を本年7月13日に策定し、検査局長通達として発出しました。

本コーナーにおいては、「信託検査マニュアル」の概要について説明させていただきます。

1. 信託検査マニュアルの概要

(1) 本検査マニュアル策定の趣旨

金融庁では、平成11年以降、金融検査マニュアル等を策定するなど順次整備してきました。その整備の一環として、今般、信託兼営金融機関における信託業務に係る検査マニュアルを策定しました。

近年、資産の流動化・証券化において信託が活用されるケースが増加しているなど、金融技術の進展や市場の動向を踏まえ、信託兼営金融機関の信託業務の果たす役割はますます重要なものとなってきています。この時期に本検査マニュアルを策定することは、時宜にかなったものと考えています。

(2) 本検査マニュアル公表までの経緯

平成18年4月、金融庁検査局内に民間の有識者・実務者を含む[検討会](#)を設け、本検査マニュアルの整備に向けて専門的・技術的観点から検討を開始しました。検討会においては、様々な角度からの議論（詳細については、[議事要旨](#)をご参照）が行われました。

そして、その検討を踏まえた上で、「信託検査マニュアル」（案）を取りまとめ、広く一般からの意見をいただきました。寄せられた意見等を基に検討を行い、「[信託検査マニュアル](#)」として成案を得、検査局長通達として発出した。

なお、本検査マニュアルは、平成18検査事務年度（平成18年7月）以降に実施する検査において適用することとしています。

(3) 本検査マニュアルの適用

信託兼営金融機関の検査を行うに当たっては、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては本検査マニュアルに基づき、また、銀行業務に関しては金融検査マニュアルに基づき、検査を実施することとしています。

また、信託兼営金融機関において取扱っている信託商品は、多岐にわたり、その特性も区々であるため、検査官が、本検査マニュアルを適用する際には、金融機関の規模・特性に加え、信託商品の特性に留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように留意すべきことを明記しています。

2. 各チェックリストのポイント

(1) 信託業務管理態勢の確認検査用チェックリスト

信託業務管理態勢は、信託業務全般を適切に管理するための内部管理態勢について、Ⅰ. 経営全般、Ⅱ. 法令等遵守、Ⅲ. リスク管理、Ⅳ. 内部監査の4項目に分け整理したチェックリストです。

Ⅰ. 経営全般については、①信託業務に係る経営方針を明確に定めているか。②善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等の履行を信託業務に係る経営方針に定めているか、③利益相反行為を防止する態勢の整備について信託業務に係る経営方針に定めているか、などのチェック項目を設けています。

Ⅱ. 法令等遵守、Ⅲ. リスク管理、Ⅳ. 内部監査については、信託業務に精通した人材を配置しているかなどのチェック項目を設けています。

(2) 信託引受管理態勢の確認検査用チェックリスト

信託兼営金融機関が信託契約を締結する際には、契約内容の適正な説明等を前提とした信託引受を行うことが必要です。

このため、本チェックリストにおいては、①委託者の属性（知識、目的、経験、財産の状況等）を把握し、個別の勧誘行為が適合性に照らして問題が無いか確認しているか、②委託者に対して、法令上、説明が義務付けられているリスク説明等の事項や投資判断に必要な事項等の情報を提供するなど、受託者としての説明責任を果たしているか、③信託契約による信託の引受に関しては、委託者保護の観点から不実の告知や断定的判断の提供等の法令上禁止されている行為を行っていないか、などのチェック項目を設け、信託引受管理態勢の整備状況・機能発揮状況を検証することとしています。

(3) 信託引受審査態勢の確認検査用チェックリスト

信託兼営金融機関は、信託契約の締結時までには、①善管注意義務などの受託者としての義務が履行可能なものかどうか、②法的所有者としての責任を果たすことができるものかどうか、③委託者の違法行為等に加担することにならないか、などの観点から委託者の目的や信託財産などの適切な審査を行い、法令等及び信託契約に基づく信託業に係る業務の履行が可能な信託のみを引き受ける態勢を確保することが重要です。

そのためには、新規商品や新規スキーム等に関する事前の審査及び信託の引受前における受託審査を適正に行う態勢を整備し、適正な引受審査を行う必要があります。

このため、本チェックリストにおいては、①信託契約の内容やスキームが、脱法的なもの、マネーロンダリング等の法令等により禁止されるものでないか、②信託契約の内容が、委託者の不適切な目的（例えば、損失隠し、開示逃れ、脱税）に基づくものでないこと、などを詳細に確認・検証しているか、③オフバランスを目的とする流動化案件について、会計上のオフバランスの可否について確認・検証しているか、④受託金額（信託金額）については、委託者の不公正な会計処理を助長したり、流動化スキームにおいて、信託財産を受託する際に、信託財産から生み出す収入を過大に見積ること等により評価額を過大評価し、その結果、受益者の利益を損なったりすることがないように妥当性を確認・検証しているか、⑤不動産を信託財産とする際には、建造物に関する法令等違反の有無を確認し、違反がある場合には、その実態等を把握した上で、合理的にみて是正可能な期間内に適法状態へ是正するなどにより、受託者としての所有者責任を履行することが可能か否かを検証する態勢となっているか、などのチェック項目を設け、信託引受審査態勢の整備状況・機能発揮状況を検証することとしています。

(4) 信託財産管理に係る管理態勢の確認検査用チェックリスト

信託兼営金融機関は、善良な管理者の注意をもって、信託財産の分別管理や委託者の権利保全の確実な実施などの信託財産管理が求められます。

このため、本チェックリストにおいては、①信託兼営金融機関が、受託した信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、信託財産に係る受益者を適切に判別できるように信託財産の分別管理を行う態勢となっているか、②委託者等の運用指図権者の指図に従い、信託財産を有価証券で運用する場合の約定照合や受渡決済が適切に行われているか、③株式や社債の価値に変動を及ぼす株主割当、合併及び会社分割等のコーポレートアクション等については、信託財産に損害を与えないように、迅速かつ的確に情報収集を行い、権利保全を適切に行っているか、④信託財産である土地・建物等の不動産の管理については、信託契約の条項を遵守し、また、環境リスク等問題のある不動産を受託した場合には、所有者責任及び受託者責任の観点から、当該問題に係る状況の変化を把握するための監視や問題の治癒などの方策を講じているか、などのチェック項目を設け、信託財産管理に係る管理態勢の整備状況・機能発揮状況を検証することとしています。

(5) 信託財産運用管理態勢の確認検査用チェックリスト

信託兼営金融機関は、善管注意義務や忠実義務等を踏まえた信託財産運用を行う必要があります。

このため、本チェックリストにおいては、①善管注意義務の履行の観点から、信託契約及び資産配分や分散投資などを定めた運用ガイドライン等を遵守する態勢となっているか、②信託財産を有価証券で運用する場合、開示されている気配値や取引条件に基づき、顧客にとって最良の条件で取引が行われる態勢が整備されているか、③委託者に対して信託財産の運用方針等の説明、運用実績の報告を行う態勢となっているか、④受益者への忠実義務の観点から、利益相反取引を防止する態勢となっているか、などのチェック項目を設け、信託財産運用管理態勢の整備状況・機能発揮状況を検証することとしています。

特に、④については、信託財産運用管理上、最も重要な事項と考えます。信託兼営金融機関は、自己の固有財産と信託財産双方の財産を運用しているために、様々な利益相反行為が発生しやすい

業務環境にあります。そこで、信託勘定の利益を犠牲にして自己または第三者等の利益を図ることがないように利益相反行為を防止する必要があります。

また、V. 受託者固有資産（銀行勘定）のリスク管理態勢の項目においては、銀行勘定の健全性確保の観点からのチェック項目を設けています。信託兼営金融機関は、預金等の取扱を行っていますので、信託業務を行うにあたっては、受益者の保護と預金者の保護を両立させる業務運営を行うことが重要です。

(6) 併營業務関連リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト

信託兼営金融機関においては、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる併營業務を行うことができます。その併營業務で発生する事務リスク、

システムリスクの特性及び併營業務に関し遵守すべき法令等を十分に認識し業務を行っていくことが必要です。

このため、本チェックリストにおいては、信託兼営金融機関で行うことができる併營業務のうち、遺言執行業務、証券代行業務、不動産関連業務及び年金制度管理業務の適正性を確保するための態勢が整備されているかチェック項目を設け、併營業務関連リスク等管理態勢の整備状況・機能発揮状況を検証することとしています。

3. おわりに

本検査マニュアルは、あくまで検査官が信託兼営金融機関の信託業務を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものです。各信託兼営金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じた内部規程・業務細則を自主的に作成し、信託兼営金融機関の業務の健全性と適切性の確保、委託者及び受益者の保護を図ることが期待されます。

また、本検査マニュアルのチェック項目を信託兼営金融機関と共有することで、検査における金融機関と検査官の双方向の議論を充実し、より効率的かつ実効的な検査に繋がるとともに、金融行政の透明性の向上に資することが期待されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）の策定について」（平成18年7月13日）](#)にアクセスしてください。

【特集】

金融商品取引法制の概要について【第2回】

平成18年6月7日、第164回国会において、「[証券取引法等の一部を改正する法律](#)」（平成18年法律第65号）及び「[証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律](#)」（同第66号）が可決・成立し、平成18年6月14日に公布されました。

この法整備の具体的な内容は、大きく分けて、

- (1) 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築
- (2) 開示制度の拡充
- (3) 取引所の自主規制機能の強化
- (4) 不公正取引等への厳正な対応

の4つの柱からなります。

前回は「**1. 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築**」のうち、

- ① 「証券取引法」から「金融商品取引法」へ
- ② 規制対象商品の拡大
- ③ 規制対象業務の横断化
- ④ 業務の内容に応じた参入規制の柔軟化

について紹介しましたが、今回も引き続き、「**1. 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築**」の内容について紹介します。

(※) 以下では、証券取引法を「証取法」、金融商品取引法を「金商法」と略します。

1. 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築（続）

⑤ 業者が遵守すべき行為規制の整備

金商法では、主として投資者保護の観点から、金融商品取引業者等に対して、多数の行為規制を定めています。

ア) 「販売・勧誘」業務に係る行為規制

業者が有価証券・デリバティブ取引の「販売・勧誘」を行う際に遵守すべき行為規制としては、例えば、次のようなものがあります。

広告等の規制 (37条)	<ul style="list-style-type: none">・ 金融商品取引業者等である旨及び登録番号等を表示。・ 利益の見込み等について、著しく事実に相違するような表示や、著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。
契約締結前の 書面交付義務 (37条の3)	<ul style="list-style-type: none">・ 金融商品取引業者等である旨及び登録番号等を記載。・ 契約の概要や手数料の概要等について記載。・ 「損失が生ずることとなるおそれ」や「損失の額が、顧客が預託すべき保証金等の額を上回ることとなるおそれ」があるときは、その旨を記載。
契約締結時の 書面交付義務 (37条の4)	<ul style="list-style-type: none">・ 金融商品取引契約の内容等を記載。
各種禁止行為 (38条)	<ul style="list-style-type: none">・ 虚偽のことを告げたり、不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をしてはならない。
	<ul style="list-style-type: none">・ 政令で定める取引（※現時点では、店頭金融先物取引（店頭外国為替証拠金取引等）を想定）は、勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問・電話による勧誘をしてはならない。（不招請勧誘の禁止）
	<ul style="list-style-type: none">・ 政令で定める取引（※現時点では、金融先物取引（外国為替証拠金取引等）を想定）は、勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思を確認しないで勧

	誘をしてはならない。(勧誘受諾意思確認義務)
	・ 政令で定める取引(※現時点では、金融先物取引(外国為替証拠金取引等)を想定)は、勧誘を受けた顧客が契約を締結しない旨の意思を表示した場合、当該勧誘を継続してはならない。(再勧誘の禁止)
損失補てん等の禁止(39条)	・ 損失保証・利回り保証、損失補てんの申込み・約束及び損失補てんの実行をしてはならない。
適合性の原則(40条1号)	・ 業務の運営の状況として、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適当な勧誘を行い、投資者保護に欠けるような状況に該当しないようにしなければならない。

イ) 「投資助言」「投資運用」「顧客資産の管理」業務に係る行為規制

- ・ 業者が「投資助言」や「投資運用」を行う際には、例えば、顧客への忠実義務や善管注意義務(41条・42条)等が適用されます。
- ・ 業者が「顧客資産の管理」を行う際には、善管注意義務や分別管理義務(43条～43条の3)等が適用されます。

⑥ 顧客の属性に応じた行為規制等の柔軟化

現行の証取法等に基づく行為規制は、投資家の属性にかかわらず一律に適用されます。これに対し、金商法では、利用者保護を前提としつつリスク・キャピタル供給の円滑化も両立させるといった観点から、次のような制度を整備しています。

ア) 「特定投資家(プロ)と一般の投資家(アマ)の区分

- ・ 投資家のうち、適格機関投資家、国、日本銀行及び投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人は、特定投資家(プロ)と位置づけられます(金商法2条31項)。
- ・ これらのうち、内閣府令で定める法人(例えば、上場会社等が想定されています。)は、業者に申し出ることにより、所要の手続きを経て一般の投資家として取り扱われることも可能とされています(34条の2)。
- ・ 一般の投資家に該当する法人は、業者に申し出ることにより、所要の手続きを経て特定投資家として取り扱われることも可能とされています(34条の3)。
- ・ 個人は、基本的にすべて一般の投資家となりますが、知識・経験・財産等の状況に照らして特定投資家に相当する者として内閣府令で定める要件に該当する個人等は、業者に申し出ることにより、厳格な手続きを経て特定投資家として取り扱われることも可能とされています(34条の4)。

	(法人投資家)	(個人投資家)	
特定投資家(プロ)	適格機関投資家、国、日本銀行		(移行不可)
	投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人		
一般の投資家(アマ)	その他の法人	内閣府令で定める要件に該当する個人	
		その他の個人	

イ) 特定投資家に対する特例

業者が特定投資家との間で取引を行う場合には、例えば「契約締結前の書面交付義務」のように、情報格差の是正を目的とする行為規制の適用を除外します(45条。他方、損失補てん等の禁止のように、市場の公正確保をも目的とする行為規制は、適用除外されません)。

(参考) 適格機関投資家等特例業務について

金商法では、集団投資スキーム持分に関する自己募集・自己運用を行う者には金融商品取引業の登録を求めています(前述②③参照)が、健全な活動を行うファンドを通じて金融イノベーションを促進する観点から、プロ投資家向けのファンドに関する業務については、登録を求めないこととしています。

具体的には、適格機関投資家及び適格機関投資家以外の者であって政令で定める人数以下の者を投資家とする場合が該当します。こうした業務を行う者は、その実態把握が可能となるよう「特例業務届出者」として届出制とし、損失補てん等の禁止など限定的な行為規制を適用します。(63条)

⑦ 投資性の強い預金・保険等の取扱い

今回の法整備では、同じ経済的機能を有する金融商品には同じ利用者保護ルールを適用するとの考え方の下、金商法以外にも関係各業法を改正し、利用者保護のための横断的な法制の構築を図っています。

ア) 預金・保険・信託等

- 金融商品のうち預金・保険・信託等は、銀行法・保険業法・信託業法等で規制されていることから、金商法の直接の規制対象とはしていませんが、投資性の強い預金・保険・信託等の「販売・勧誘」業務については、金商法と同等の行為規制が適用されるよう、各業法を改正しています。
- 例えば、銀行法においては、銀行等が行う「特定預金等契約」(金利・通貨等の変動により元本欠損が生ずるおそれがある預金・定期積金等として内閣府令で定めるもの。外貨預金・デリバティブ預金が該当すると考えられます。)の「販売・勧誘」について、金商法に定める行為規制を準用しています(改正銀行法13条の4等)。

イ) 不動産特定共同事業

- 不動産特定共同事業は、不動産特定共同事業法において不動産固有の規制が数多く定められていることから、引き続き同法において規制することとして金商法の規制対象からは除外されている(金融商品取引法第2条第2項第5号ハ)一方、金商法と同等の行為規制が適用されるよう、不動産特定共同事業法を改正しています。

ウ) 商品先物取引

- 商品先物取引は、商品市場に関する制度としての側面があることから、引き続き商品取引所法において規制することとして金融商品の規制対象としない旨を明示している(金商法2条24項4号・25項3号)一方、金商法と同等の行為規制が適用されるよう、商品取引所法を改正しています。

⑧ 利用者保護のためのその他の制度整備

ア) 金融商品販売法

平成12年に制定された金融商品の販売等に関する法律(金融商品販売法)は、預金・保険・有価証券等の幅広い金融商品の販売に関し、民法の損害賠償規定の特則を定める法律です。同法では、業者が金融商品の販売を行う際に顧客に説明すべき事項を定め、業者が当該説明を行わなかった場合には、当該金融商品に関する元本欠損額を損害額と推定して、業者に損害賠償責任が生じる旨を定めています。

民事上の損害賠償請求の原則		金融商品販売法	
i 違法行為 ii 故意・過失	⇒ iii 因果関係	業者が説明義務に違反した場合 (iに相当)	⇒ ・業者に損害賠償責任 ・「損害額≒元本欠損額」と推定
(※ i ~ ivを被害者が立証する必要。)		(※ ii ~ ivを被害者が立証する必要なし。)	

今回の法整備では、この金融商品販売法について、利用者にとってより使いやすいものとするための改正を行っています。具体的には、例えば、業者の説明義務について、

- 現行法が定める「元本欠損が生じるおそれるとき」に加えて、「当初元本を上回る損失があるとき」についても説明対象に追加し、

- ・ 「取引の仕組みのうち重要な部分」を説明事項に追加するほか、
- ・ 業者が説明義務を尽くしたかどうかの解釈基準として、適合性の原則の考え方を取り込み、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法・程度によらなければならない旨を定めるなど、その拡充を図っています（改正金融商品販売法3条）。

イ) その他（認定投資者保護団体制度等）

この他、今回の法整備では、いわゆる自主規制機関以外の民間団体のうち金融商品取引業に関する苦情の解決や争いのあっせん等を行う団体を行政が認定し、その業務の信頼性を高めるための枠組みとして、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備するなど（79条の7～）、投資者保護に向けた様々な制度を整備しています。

次回(第3回)は、今回の法整備におけるその他の改正内容について、紹介します。

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、分かりやすく解説するものです。

今回のキーワードは「**敵対的TOB**」です。

敵対的TOB

公開買付（TOB）制度とは、会社支配権等に影響を及ぼし得るような証券取引について、透明性・公正性を確保するための制度です。具体的には、取引所市場外で株券等の大量の買付け等をしようとする場合に、買付者において買付期間・買付数量・買付価格等をあらかじめ開示するとともに、対象会社の株主に売却の機会を公平に与えることを義務付けています。

最近、わが国における企業の合併・買収件数は急速に伸びてきており、企業買収の一手段である公開買付けの件数も増加しています。その態様についても多様化しており、対象会社の経営陣の同意を得ないで公開買付けを行う、いわゆる**敵対的TOB**の事例も現れてきています。

このため、株主・投資者が十分な情報の提供を公開買付者・対象会社の双方から受け、熟慮の上で保有する株券等を売却するか否かを適切に判断できるような枠組みが不可欠です。このため、平成18年6月に成立した証券取引法等の一部を改正する法律においては、公開買付制度についても見直しが図られています。具体的な見直し内容は以下のとおりです。

① 脱法的な態様の取引への対応

市場内外における買付け等の取引を組み合わせた急速な買付けの後、所有割合が3分の1を超えるような場合について、公開買付規制の対象となることを明確化しました。

② 投資者への情報提供の充実

株主・投資者に十分な情報提供がなされ、公開買付けに応募することの是非等について熟慮の上で判断してもらう観点から、対象会社による意見表明の義務化、対象会社が公開買付者に対して質問を行う機会の付与、対象会社による公開買付期間の延長請求等の措置が講じられました。

③ 公開買付けの撤回等の柔軟化

公開買付者が著しく不合理な立場に立たされることを回避する観点から、いわゆる買収防衛策が発動された場合等に、公開買付けの撤回や買付条件等の変更が認められる事由について柔軟化が図られました。

④ 全部買付けの義務化の一部導入

株主・投資者間の公平性を確保する観点等から、買付後の所有割合が一定割合以上となるような公開買付けについては、あん分比例による部分的公開買付けを認めず、全部買付けを義務付けることとされました。

⑤ 買付者間の公平性の確保

ある者が公開買付けを実施している期間中、対象会社の株式を3分の1超所有している他の株主がさらに急速な買進めを行う場合には、公開買付けを義務付けることとされました。

いわゆる敵対的TOBの局面においても、関係者が公開買付制度の趣旨を十分踏まえることで、手続の透明性・公正性を一層高めていくことが期待されます。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 来年から、現金振込で本人確認の必要な額が10万円を超える額に引き下げられますと、窓口の混雑や手数料負担、利用者の利便性が心配になりますが、それに関して金融機関はどう対応すべきかご所見をお願いします。

A： 日本のATM制度が世界のATM制度とどこが違うかという点、主要国のATMでは、引き下ろしだけはきちんとできるのですが、送金ができるのは、多分、日本が先進国の中では唯一であると思っております。そういう中で、国際的な要請として、マネーロンダリングを防止するという観点から、送金については、一定の金額以上はATMではなく窓口でやっていただくということですが、確かに事務的な負担は多少増えると思いますが、それが銀行の業務全体に著しい影響を与えるというふうには考えておりません。

(平成18年8月4日(金) 閣議後記者会見 抜粋)

Q： 貸金業規制法の上限金利の見直しに関して、少額の短期貸付について例外を設けることで金融庁が検討に入ったということですが、大臣のお考えを聞かせてください。

A： 自民党の中でも、少額の短期貸付を例外的に扱ったらどうかという意見があるわけですが、少額とは何か、短期とは何かという問題もあります。

それからもう一つは、複数の業者にまたがって借りてしまえば、やはり多重債務の発生にもつながるという問題もあります。この複数の業者にまたがって借りるということを一体技術的に抑制できるのかどうかという問題があります。膨大なシステムが必要になる可能性があります。

さらに、その例外的な扱いを恒久的な措置とするのか、あるいは激変緩和的な要素を考えて暫定的な経過措置として例外を認めていくのかという問題では、意見がいろいろ分かれているところでございます。これについては、月末までにいろいろな考え方をまとめて党の方にお渡しし、党の方でも議論していただくという経過を辿る予定でございます。まだ金融庁としての結論を出したわけではございません。

(平成18年8月15日(火) 閣議後記者会見 抜粋)

Q： 大手消費者金融などが顧客に生命保険の加入をさせているにもかかわらず、顧客にきちんと説明義務を果たしていない、それに関して金融庁も事実関係の把握に乗り出したということですが、その事実関係の確認と金融庁のご対応を教えてください。

A： 融資関係に生命保険が付くということはしばしばあって、例えば、皆様方が長期、30年の住宅ローンを組む場合には、生命保険契約を結んでほしいということを銀行から言われます。ただし、この場合は生命保険料が銀行側の負担になっている場合が多いと思います。そのような生命保険契約は、受取人が貸し手の銀行側になっているという生命保険契約で、決して不自然ではありませんし、また借り手の家族にとっては、そのような生命保険に入ってもらっていたほうが長期的な安心感は得られるというメリットはあります。

ただし、契約をしたこと自体を相手側に告げないとか、契約したことは告げても内容をよく伝えていないとか、あるいは保険料についてどちらが持つかということもはっきりさせないといったいろいろな問題が実はあって、そういう意味では、やはり生命保険に入ること自体はあり得る話ですけれども、その内容や顧客への告知について徹底することが、極めて大事なことだろうと私は思っております。

(平成18年8月15日(火) 閣議後記者会見 抜粋)

Q： みずほ証券がジェイコム株式誤発注に関連して、損害賠償というかお金を払ってほしいと東京証券取引所に求めています、東証の財務内容からいって、大きな打撃になるのではないかとこの観測も出ていますが、ご所見をお聞かせください。

A： 本当に400億円も取られたら減益になるのは間違いないと思います。当初、両者とも話し合いで解決しようというお気持ちがあったわけですが、話し合いでやるよりは公判廷で、裁判所のもとでものを決めた方が透明性も高いし、客観性もある。むしろ話し合いでやる方が不透明なままで終わる、或いはその後の説明過程で苦勞するという一方で、敵対的に裁判で争うというよりは、公開の公判廷で物事を決着した方が説明責任が果たせるという立場で法廷での決着を目指したということだろうと思っております。どういう決着になるかわかりませんが、当然、これは一つの大事なやり方だと私は思っております。

(平成18年8月25日(金) 閣議後記者会見 抜粋)

【お知らせ】

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただきます、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等をご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」へどうぞ。

【7月の主な報道発表等】

- 4日(火) [アクセス](#) ・ 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」の進捗状況について（平成17年度）
- [アクセス](#) ・ 18年5月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表
- 5日(水) [アクセス](#) ・ 「金融検査指摘事例集」等の公表
- 6日(木) [アクセス](#) ・ 明治安田生命保険相互会社に対する業務の一部停止命令の解除
- 7日(金) [アクセス](#) ・ みずほインベスターズ証券株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- [アクセス](#) ・ エピック・パートナーズ・インベストメンツ株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- [アクセス](#) ・ 野村信託銀行株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- [アクセス](#) ・ 野村不動産投資顧問株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- [アクセス](#) ・ 監査法人に対する業務改善指示について
- [アクセス](#) ・ 企業会計審議会 第14回監査部会開催
- 10日(月) [アクセス](#) ・ 「平成18年度金融庁政策評価実施計画」の策定等について公表
- 13日(木) [アクセス](#) ・ 情報セキュリティに関する検討会の概要について
- [アクセス](#) ・ 公認会計士の懲戒処分
- [アクセス](#) ・ 公認会計士の懲戒処分
- 14日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況
- [アクセス](#) ・ 株式会社関東つくば銀行に対する行政処分
- [アクセス](#) ・ シティバンク在日支店に対する行政処分
- [アクセス](#) ・ 津山証券株式会社に対する行政処分（中国財務局長処分）
- [アクセス](#) ・ 日本レジデンシャル投資法人に対する行政処分（関東財務局長処分）
- 19日(水) [アクセス](#) ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正
- [アクセス](#) ・ 第11回企業会計審議会企画調整部会の開催
- [アクセス](#)
- 20日(木) [アクセス](#) ・ ジェイトレード株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
- 21日(金) [アクセス](#) ・ オリックス不動産投資法人に対する行政処分（関東財務局長処分）
- [アクセス](#) ・ オリックス・アセットマネジメント株式会社に対する行政処分
- 24日(月) [アクセス](#) ・ 「行政処分事例集」の更新
- [アクセス](#) ・ 金融庁の業務・システムの最適化に係る最適化効果指標について公表
- [アクセス](#) ・ 会社法施行に伴う自己資本比率告示の一部改正（案）等の公表
- 26日(水) [アクセス](#) ・ 「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」及び「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案」に対する意見募集の結果
- [アクセス](#) ・ 日本生命保険相互会社に対する行政処分
- 27日(木) [アクセス](#) ・ 株式会社イレブンに対する行政処分（近畿財務局長処分）
- [アクセス](#) ・ 平成18検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画の公表
- [アクセス](#) ・ 「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表

- アクセス
 - ・ アエル株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
 - アクセス
 - ・ 「貸金業制度等に関する懇談会」（第18回会合）の開催
- 28日(金)
- アクセス
 - ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等の公表
 - アクセス
 - ・ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等」の公表
 - アクセス
 - ・ バーゼルⅡ第3の柱の告示案等及びバーゼルⅡに関する『本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件』に対する意見募集の結果並びに各告示等の最終案並びにバーゼルⅡに関する追加Q&Aの公表
- 31日(月)
- アクセス
 - ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表
 - アクセス
 - ・ 「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表
 - アクセス
 - ・ 金融コングロマリット監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について公表
 - アクセス
 - ・ 企業会計審議会 企画調整部会の意見書の公表

※ アクセス マークのある項目につきましては、アクセス から公表された内容にアクセスできます。